

青森自然誌研究会評議会細則

青森自然誌研究会会則第 12・16 条の会則（以下本会会則）の評議会の運営についての必要事項をここに定める。

1. 評議会は、会長、副会長、常任評議員、一般選出評議員、監査員、幹事によって構成される。
2. 評議会の一般選出評議員は若干名とし総会の承認を得て選出する。
3. 評議会の一般選出評議員の任期は本会会則第 13 条から 2 年とし、再任を妨げない。なお、最大任期期間は 5 期 10 年とする。
4. 評議会の議長は、本会会長が兼務する。
5. 評議会は、必要に応じて会長が招集し開催する。
6. 評議会は本会運営に関わる諸問題（本会会則 16 条など）について、協議し、その内容は総会で報告する。その結果は通信に記録し会員に報告する。
7. 評議会での議決が必要なときは、出席評議員の過半数をもって決する。
8. 評議会の協議内容を総会で議決する時は、総会で議長が報告し、会則第 16 条により総会出席者の過半数によって決する。
9. 評議会に会員から審議を依頼する時は、その内容を事前に幹事（事務局）に相談の上提出し、会長及び幹事（事務局）で検討し会長の判断により評議会にて審議する。
10. 評議会は、必要に応じて郵送（メール）等の方法で紙上（通信）評議会議を随時開催する。

制定 令和 6 年 5 月 26 日